

★平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります★

◆保育料（利用者負担金）について

「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」という）の施行に伴い、認定こども園や新制度へ移行する幼稚園、保育所（園）、小規模保育施設の保育料が変更となります。

保育料は、同一の生計を営む保護者及び祖父母の市民税額と、児童の年齢及び認定区分を「利用者負担金基準額（月額）表」に当てはめて、算出した金額を負担していただきます。ただし、保護者の前年分の収入が年間103万円以上の場合、保護者の税額のみで算出します。

※保育料算定の基となる市民税額は、住宅借入金等（取得）特別控除、配当控除、寄付金税額控除等を控除する前の税額の合算額で計算します。

※利用者負担金基準額（月額）表については、（案）の段階であり、今後、市の所定の手続きを経て正式なものとなります。

また、新制度については今後の国からの通知等により新たに決定することもありますので、決定し次第順次お知らせしていきます。

◆◆保育料算定の基となる資料の提出について◆◆

新制度の開始に伴い、**源泉徴収表や確定申告の写し等、所得税の算定の基となる資料の提出は不要となりました。**ただし、**1月1日に熊谷市に住民票がなかった方については、課税証明書または非課税証明書の提出が必要となります**ので、1月1日にお住まいであった市区町村で課税証明書または非課税証明書をお取りいただき、熊谷市役所福祉部保育課へ提出をお願いいたします。

（1）教育標準時間認定（1号認定）の保育料

認定こども園に通う保育を必要としないお子様や新制度へ移行する幼稚園に通うお子様は、これまでと保育料の仕組みが変わります。今までは各施設で定める保育料をお支払いいただいていたのですが、新制度の開始に伴い、**保護者の方の所得に応じて市が定めた保育料をお支払いいただくこと**となります。

※参照「教育標準時間認定（1号認定）利用者負担金基準額（月額）表（案）」

※認定こども園又は新制度へ移行する幼稚園に通うお子様は、**幼稚園就園奨励費の対象ではなくなります。**

※熊谷市立幼稚園に通われるお子様は、市教育委員会が別途定める従来通りの保育料となります。

※保育料は利用する施設に直接お支払いいただきます。

（2）保育標準時間・短時間認定（2号、3号認定）の保育料

認定こども園に通う保育を必要とするお子様や保育所（園）に通うお子様は、今までは世帯の所得税額を基に保育料を決定していましたが、新制度の開始に伴い、**保育料の算出根拠が世帯の市民税額に変更となりました。**これに伴い、これまでの「保育所保護者負担金基準額（月額）表」は廃止し、新しく「保育標準時間・短時間（2号、3号認定）利用者負担金基準額（月額）表」を基に保育料を算定します。

また、小規模保育施設等は今まで各施設・事業者が定める保育料をお支払いいただいていたのですが、新制度に伴い、市の認可施設となった場合は、「保育標準時間・短時間（2号、3号認定）利用者負担金基準額（月額）表（案）」を基に保育料を算定します。

2号、3号認定では、施設を利用する時間を保育標準時間と保育短時間認定に分けたため、それぞれの保育料を設定しました。保育標準時間はこれまでの「保育所保護者負担金基準額（月額）表」の保育料を基に設定しています。また、保育短時間は保育標準時間のおおむね1.7%の額を設定しています。

満3歳になった年度中の保育料は3号の（3歳未満時）保育料のままとなり、翌年度から2号（3歳児）の保育料となります。

◆多子世帯の保育料の軽減

（1）教育標準時間認定（1号認定）

1号認定を受けたお子様の場合で、同一世帯に小学校3年生以下のお子様、2人以上同時に小学校、保育

所（園）、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、最年長のお子様を第1子、その下のお子様を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が小学校3年生までの範囲外になった場合（進級して小学校4年生になった場合）は、それまで第2子だったお子様を第1子としてカウントします。

（2）保育標準時間・短時間認定（2号、3号認定）

2号、3号認定を受けたお子様の場合で、同一世帯から小学校就学前のお子様を2人以上同時に保育所（園）、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、最年長のお子様を第1子、その下のお子様を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合（小学校1年生になった場合）は、それまで第2子だったお子様を第1子としてカウントします。

なお、2号、3号認定のお子様の兄姉（入所児童に対して上のお子さん）が幼稚園等に入園しているために軽減を受ける場合には、幼稚園等の在園証明書の提出が必要となります。

詳しくは保育課までお問合せください。

◆ひとり親世帯または在宅障害児（者）を有する世帯等の保育料軽減

新制度に移行する施設に入所している児童の属する世帯の階層が、B階層と認定された世帯であっても次に掲げる世帯である場合には、「教育標準時間認定（1号認定）利用者負担金基準額（月額）表」、「保育標準時間・短時間（2号、3号認定）利用者負担金基準額（月額）表」の規定に関わらず、当該階層の保育料を0円とします。

- （1）母子世帯等…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- （2）在宅障害児（者）のいる世帯…次に掲げる児（者）を有する世帯。身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者 等
- （3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親であって、2号認定子ども又は3号認定子どもに係る支給認定保護者。

※今後の国からの通知等により、変更となる可能性があります。

◆保育料の切り替え時期

新制度では、市民税の年度切り替えに伴い、**毎年9月が保育料の切り替え時期**となります。

例：平成27年度の保育料について

- ・平成27年4月～8月の保育料…平成26年度の市民税額で算定
- ・平成27年9月～平成28年3月の保育料…平成27年度の市民税額で算定

◆熊谷市立保育所延長保育料

熊谷市の公立保育所に入所している保育短時間認定の方で、延長保育を利用する場合は延長保育料がかかります。

※民間の保育園については、各保育園ごとに延長保育料が異なります。

保育料は、受益者負担の観点から施設の運営に掛かる費用の一部を保護者の皆様に負担していただくものです。運営費用の多くの部分には、国・県・市の貴重な税金が充てられています。

安全で充実した施設の運営のために、保育料の納付について保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆保育標準時間・短時間（2号、3号認定）利用者負担金基準額（月額）表（案）

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		利用者負担(月額)													
階層	定義	3歳未満児				3歳児				4歳以上児					
		保育 標準時間	【参考】 国基準額	保育 短時間	【参考】 国基準額	保育 標準時間	【参考】 国基準額	保育 短時間	【参考】 国基準額	保育 標準時間	【参考】 国基準額	保育 短時間	【参考】 国基準額		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
B	A階層を除く 市区町村民税非課税世帯	2,600 (1,300)	9,000 (4,500)	2,500 (1,250)	9,000 (4,500)	1,800 (900)	6,000 (3,000)	1,700 (850)	6,000 (3,000)	1,800 (900)	6,000 (3,000)	1,700 (850)	6,000 (3,000)		
C	A階層を除く 市区町村民税均等割り のみ課税世帯	8,600 (4,300)		8,400 (4,200)		6,500 (3,250)		6,300 (3,150)		6,500 (3,250)		6,300 (3,150)			
D	A階層を除き、 現年度分市区町村 民税の所得割の額が 次の区分に該当する 世帯	D1	6,000円未満	9,800 (4,900)		9,600 (4,800)		7,700 (3,850)		7,500 (3,750)		7,700 (3,850)		7,500 (3,750)	
		D2	6,000円以上 20,000円未満	11,100 (5,550)	19,500 (9,750)	10,900 (5,450)	19,300 (9,650)	8,900 (4,450)	16,500 (8,250)	8,700 (4,350)	16,300 (8,150)	8,900 (4,450)	16,500 (8,250)	8,700 (4,350)	16,300 (8,150)
		D3	20,000円以上 33,000円未満	12,700 (6,350)		12,400 (6,200)		10,000 (5,000)		9,800 (4,900)		10,000 (5,000)		9,800 (4,900)	
		D4	33,000円以上 48,600円未満	14,100 (7,050)		13,800 (6,900)		11,800 (5,900)		11,500 (5,750)		11,800 (5,900)		11,500 (5,750)	
		D5	48,600円以上 59,000円未満	16,800 (8,400)		16,500 (8,250)		14,100 (7,050)		13,800 (6,900)		14,100 (7,050)		13,800 (6,900)	
		D6	59,000円以上 77,000円未満	21,600 (10,800)	30,000 (15,000)	21,200 (10,600)	29,600 (14,800)	18,200 (9,100)	27,000 (13,500)	17,800 (8,900)	26,600 (13,300)	18,200 (9,100)	27,000 (13,500)	17,800 (8,900)	26,600 (13,300)
		D7	77,000円以上 97,000円未満	26,500 (13,250)		26,000 (13,000)		22,400 (11,200)		22,000 (11,000)		20,200 (10,100)		19,800 (9,900)	
		D8	97,000円以上 114,000円未満	30,000 (15,000)		29,400 (14,700)		22,800 (11,400)		22,400 (11,200)		20,600 (10,300)		20,200 (10,100)	
		D9	114,000円以上 133,000円未満	34,300 (17,150)		33,700 (16,850)		25,400 (12,700)		24,900 (12,450)		22,200 (11,100)		21,800 (10,900)	
		D10	133,000円以上 153,000円未満	36,900 (18,450)	44,500 (22,250)	36,200 (18,100)	43,900 (21,950)	25,700 (12,850)	41,500 (20,750)	25,200 (12,600)	40,900 (20,450)	22,400 (11,200)	41,500 (20,750)	22,000 (11,000)	40,900 (20,450)
		D11	153,000円以上 169,000円未満	39,700 (19,850)		39,000 (19,500)		26,000 (13,000)		25,500 (12,750)		22,600 (11,300)		22,200 (11,100)	
		D12	169,000円以上 189,000円未満	44,000 (22,000)		43,200 (21,600)		26,600 (13,300)		26,100 (13,050)		22,800 (11,400)		22,400 (11,200)	
		D13	189,000円以上 214,000円未満	44,400 (22,200)		43,600 (21,800)		26,800 (13,400)		26,300 (13,150)		23,000 (11,500)		22,600 (11,300)	
		D14	214,000円以上 239,000円未満	49,500 (24,750)	61,000 (30,500)	48,600 (24,300)	60,100 (30,050)	27,000 (13,500)	58,000 (29,000)	26,500 (13,250)	57,100 (28,550)	23,300 (11,650)	58,000 (29,000)	22,900 (11,450)	57,100 (28,550)
		D15	239,000円以上 265,000円未満	51,400 (25,700)		50,500 (25,250)		27,000 (13,500)		26,500 (13,250)		23,300 (11,650)		22,900 (11,450)	
		D16	265,000円以上 301,000円未満	54,000 (27,000)		53,000 (26,500)		27,300 (13,650)		26,800 (13,400)		23,300 (11,650)		22,900 (11,450)	
		D17	301,000円以上 340,000円未満	54,500 (27,250)	80,000 (40,000)	53,500 (26,750)	78,800 (39,400)	27,500 (13,750)	77,000 (38,500)	27,000 (13,500)	75,800 (37,900)	23,500 (11,750)	77,000 (38,500)	23,100 (11,550)	75,800 (37,900)
		D18	340,000円以上	56,100 (28,050)	104,000 (52,000)	55,100 (27,550)	102,400 (51,200)	28,300 (14,150)	101,000 (50,500)	27,800 (13,900)	99,400 (49,700)	24,200 (12,100)	101,000 (50,500)	23,700 (11,850)	99,400 (49,700)

◆教育標準時間認定（1号認定）利用者負担金基準額（月額）表（案）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担 （月額）	【参考】 国基準額	
階層	定義				
A	被保護世帯等		0円	0円	
B	A階層を除く市区町村民税非課税世帯		1,000円	3,000円	
C	A階層を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		2,000円		
D	がA階層の区分を除き、該当する市区町村民税所得割の額	D1	38,700円未満	7,000円	16,100円
		D2	38,700円以上 77,200円未満	11,000円	
		D3	77,200円以上 105,700円未満	15,000円	20,500円
		D4	105,700円以上 211,300円未満	17,000円	
		D5	211,300円以上	21,000円	

◆熊谷市立保育所延長保育料（案）

区分	延長保育料
午前7時30分から午前8時30分まで	1時間につき100円
午後4時30分から午後6時30分まで	

お問い合わせ 熊谷市福祉部保育課 TEL048-524-1111
内線 431・570